

【推薦専願入試 合格者の皆様】 就学支援金の手続きについて

合格通知に同封いたしました「就学支援金（2022年4月～6月）について」において、ご案内した内容に説明が不足していた点がありましたので、お知らせいたします。案内が二度に分かれることとなり、申し訳ございません。

案内ではマイナンバーによる申請方法のみを記載しており、課税証明書による申請も可能な旨を記載しておりませんでした。就学支援金の申請は、「マイナンバー」または「課税証明書」のいずれかの申請方法を選択することが可能です。

本日、ご自宅に課税証明書による申請の案内文書を送付いたしましたので、ご確認のほどよろしく願いいたします。